

< その他、取組に特徴のある事例 >

第3期対策から新規に参加した集落協定 (吉田ナス産地、下関市・木屋・下肥田地区)

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	山口県下関市・木屋・下肥田			
協定面積 3.6ha	田(100%)	畑(%)	草地(%)	採草放牧地(%)
	水稲 3.6ha			
交付金額 77.6万円	個人配分			45%
	共同取組活動 (55%)	役員報酬		2%
農地維持管理費			0%	
水路・農道維持管理費			13%	
体制整備に向けた活動費等			40%	
協定参加者	農業者9人、非農業者0人			開始：平成22年度

2. 取組に至る経緯

中山間地域等直接支払制度第3期対策から、取組可能な面積要件が緩和され、協定を結んで取り組める可能性が生じたため、実施に至った。当該地区には傾斜要件を満たす農地が多くあり、当制度に取り組み交付金を受けることで地区内の農地をより良く管理できるようになることから、集落内の話がまとまった。

3. 取組の内容

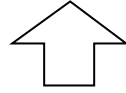
ほ場整備をしていない農地の一帯であり、水路等の管理が必須であるため、平日頃より地区内において共同で水路、農道の管理に努めている。協定内の水路80mを補修する計画がある。また当該協定ではC要件を取得し、協定内の担い手による農業生産活動の支援体制を整えている。



【周辺林地の下草刈りを共同で管理】

[集落の将来像]

木屋・下肥田地区は木屋川の側に位置しておりナスの生育によい土地である。これらの優良農地について、中山間地域等直接支払制度の交付金を用いて適正に管理することで、将来的にもナス産地として保全に力を入れる。同時に取り組んでいる農地・水・環境保全向上対策も併せて活用し持続的に農地を保全する。



[将来像を実現するための活動目標]

地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備

[活動内容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理 (3.6ha)

個別対応

水路・農道の管理

・水路 1 km、年 2 回、
草刈、清掃

・農道 1 km、年 2 回、草刈

共同取組活動

農地法面の定期的な点検

(年 2 回、随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り (5a)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

共同で支え合う活動

(C要件：集落ぐるみ型)

集落内の担い手 2 名



集落外との連携

上肥田集落とも隣接しているので、共同で管理している範囲も協定内にある。

4. 今後の課題等

集落内の高齢化が進んでいるので、担い手を確保することが課題である。

ほ場整備が未実施であり不整形な農地であるので、水路等をコンクリートで整備する必要がある。

協定内で共同の機械を所有していないので、共同の草刈機等を購入する必要がある。